

指定介護予防訪問看護重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定介護予防訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定介護予防居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第115号）」の規定に基づき、指定介護予防訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定介護予防訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 晋栄福祉会
代表者氏名	理事長 濱田 和則
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府門真市北島町12番20号 072(881)8201
法人設立年月日	昭和54年2月6日設立

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ちどり訪問看護ステーション
介護保険指定 事業所番号	大阪府指定 2762690010
事業所所在地	大阪府門真市北島町12番20号
連絡先 相談担当者名	072(881)8201 管理者 北里 美奈子
事業所の通常の 事業の実施地域	門真市 守口市 大阪市鶴見区 大東市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	介護保険法・健康保険法に基づいて、家庭において寝たきり又はこれに準ずる状態及び継続して療養を受ける高齢の方、障害や疾病をお持ちの方に対し、状況に応じた適切な看護・リハビリを提供し、可能な限り自立した生活を確保し、また望まれる生き方ができるよう在宅療養を支援することを目的とします。
運営の方針	1. 24時間体制で、利用者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供致します。 2. 事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者の個々の主体性を尊重し、地域の保健・福祉・医療との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日までとする(但し 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く)
営 業 時 間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする(但し土曜日は午後 0 時 30 分までとする)

サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日までとする(但し 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く)
サービス提供時間	午前 9 時から午後 5 時までとする(但し土曜日は午後 0 時までとする)

※ 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡・対応が可能な体制とする

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	看護師 北里 美奈子
---------	------------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名 (看護師兼務)
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく介護予防訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ介護予防訪問看護計画を交付します。 4 指定介護予防訪問看護の実施状況の把握及び介護予防訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、介護予防居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成します。	常 勤 2 名 非常勤 0 名
看護職員 (看護師・ 准看護師)	1 介護予防訪問看護計画に基づき、指定介護予防訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	上記の 3 名
理学療法士	1 介護予防訪問リハビリ計画書に基づき、指定介護予防訪問リハビリのサービスを提供します。 2 訪問リハビリの提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	非常勤 4 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
介護予防訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る介護予防居宅介護支援事業者が作成した介護予防サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた介護予防訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	介護予防訪問看護計画に基づき、介護予防訪問看護を提供します。 ＜具体的な介護予防訪問看護の内容＞ 健康の確認 ① 体温、血圧、脈拍の測定 ② 呼吸音の聴取 ③ 腹部状態の観察 ④ 病状・障害等一般状態の観察 日常の看護や介護 ①床ずれや傷の手当、処置、予防 ②排泄（浣腸、排便）の介助 ③人工肛門の処置 ④バルーンカテーテルの管理 膀胱洗浄 ⑤吸引、吸入 ⑥経管栄養の管理、処置 ⑦清拭、洗髪、入浴介助、手浴・足浴、口腔清拭、更衣等 ⑧服薬管理、服薬介助 ⑨関節可動域訓練等、簡単な運動療法 ⑩理学療法士によるリハビリテーション ⑪ターミナルケア（終末期の看護） ⑫認知症の方の看護 ⑬精神疾患の方の看護 ⑭その他医師の指示による医療処置（点滴等） 相談・助言 ①家族等への介護指導、助言 ②福祉医療に関する制度やサービスの利用法について紹介 ③精神的サポート

看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

指定介護予防訪問看護ステーション

<介護保険>

訪問看護師による訪問の場合

負担割合 1 割

サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20 分未満		30 分未満		30 分以上 1 時間未満		1 時間以上 1 時間 30 分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	3,348 円	335 円	4,983 円	499 円	8,773 円	878 円	12,044 円	1,205 円
	3,016 円	302 円	4,486 円	449 円	7,900 円	790 円	10,840 円	1,084 円
早朝・夜間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	4,187 円	419 円	6,232 円	624 円	10,972 円	1,098 円	15,061 円	1,507 円
	3,768 円	377 円	5,613 円	562 円	9,878 円	988 円	13,547 円	1,355 円
深夜 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	5,027 円	503 円	7,480 円	748 円	13,160 円	1,316 円	18,066 円	1,807 円
	4,530 円	453 円	6,729 円	673 円	11,856 円	1,186 円	16,265 円	1,627 円

負担割合 2 割

サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20 分未満		30 分未満		30 分以上 1 時間未満		1 時間以上 1 時間 30 分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	3,348 円	670 円	4,983 円	997 円	8,773 円	1,755 円	12,044 円	2,409 円
	3,016 円	604 円	4,486 円	898 円	7,900 円	1,580 円	10,840 円	2,168 円
早朝・夜間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	4,187 円	838 円	6,232 円	1,247 円	10,972 円	2,195 円	15,061 円	3,013 円
	3,768 円	754 円	5,613 円	1,123 円	9,878 円	1,976 円	13,547 円	2,710 円
深夜 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	5,027 円	1,006 円	7,480 円	1,496 円	13,160 円	2,632 円	18,066 円	3,614 円
	4,530 円	906 円	6,729 円	1,346 円	11,856 円	2,372 円	16,265 円	3,253 円

負担割合 3 割

サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20 分未満		30 分未満		30 分以上 1 時間未満		1 時間以上 1 時間 30 分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	3,348 円	1,005 円	4,983 円	1,495 円	8,773 円	2,632 円	12,044 円	3,614 円
	3,016 円	905 円	4,486 円	1,346 円	7,900 円	2,370 円	10,840 円	3,252 円
早朝・夜間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	4,187 円	1,257 円	6,232 円	1,870 円	10,972 円	3,292 円	15,061 円	4,519 円
	3,768 円	1,131 円	5,613 円	1,684 円	9,878 円	2,964 円	13,547 円	4,065 円
深夜 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	5,027 円	1,509 円	7,480 円	2,244 円	13,160 円	3,948 円	18,066 円	5,420 円
	4,530 円	1,359 円	6,729 円	2,019 円	11,856 円	3,557 円	16,265 円	4,880 円

理学療法士等による訪問の場合

負担割合 1 割

サービス提供回数 サービス提供時間帯	1 日に 2 回までの場合 (1 回つき)		1 日に 2 回を超えて行う場合 (1 回につき)	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間	3,138 円	314 円	1,569 円	157 円
早朝・夜間				
深夜				
12 月超減算 1	-55 円	-6 円	-55 円	-6 円

負担割合 2 割

サービス提供回数 サービス提供時間帯	1 日に 2 回までの場合 (1 回つき)		1 日に 2 回を超えて行う場合 (1 回につき)	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間	3,138 円	628 円	1,569 円	314 円
早朝・夜間				
深夜				
12 月超減算 1	-55 円	-11 円	-55 円	-11 円

負担割合 3 割

サービス提供回数 サービス提供時間帯	1 日に 2 回までの場合 (1 回つき)		1 日に 2 回を超えて行う場合 (1 回につき)	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間	3,138 円	942 円	1,569 円	471 円
早朝・夜間				
深夜				
12 月超減算 1	-55 円	-17 円	-55 円	-17 円

※利用開始した月から 12 月を超えて、理学療法士等が指定介護予防訪問看護を行う場合減算

サービス提供時間帯について

提供時間帯名	早朝	夜間	深夜
時 間 帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで

※ サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 25、深夜の場合は、100 分の 50 に相当する単位が加算されます

加算について

負担割合 1 割

加算	利用料	利用者負担額	算定回数等
サービス提供体制加算	66 円	7 円	1 回当たり
初回加算Ⅰ	3,867 円	387 円	初回のみ
初回加算Ⅱ	3,315 円	332 円	初回のみ
緊急時訪問看護加算	6,342 円	635 円	1 月につき
特別管理加算(Ⅰ)	5,525 円	553 円	1 月につき
特別管理加算(Ⅱ)	2,762 円	277 円	
長時間訪問看護加算	3,315 円	332 円	1 回当たり
ターミナルケア加算	22,100 円	2,210 円	死亡月に 1 回
複数名訪問看護加算	7,768 円	777 円	1 回当たり(30 分未満)
	11,536 円	1,154 円	1 回当たり(30 分以上)
退院時共同指導加算	6,630 円	663 円	1 回当たり

看護・介護職員連携強化加算	2,762 円	277 円	1 月に 1 回
---------------	---------	-------	----------

負担割合 2 割

加算	利用料	利用者負担額	算定回数等
サービス提供体制加算	66 円	14 円	1 回当たり
初回加算Ⅰ	3,867 円	774 円	初回のみ
初回加算	3,315 円	663 円	初回のみ
緊急時訪問看護加算	6,342 円	1,269 円	1 月につき
特別管理加算(Ⅰ)	5,525 円	1,105 円	1 月につき
特別管理加算(Ⅱ)	2,762 円	553 円	
長時間訪問看護加算	3,315 円	663 円	1 回当たり
ターミナルケア加算	22100 円	4,420 円	死亡月に 1 回
複数名訪問看護加算	7,768 円	1,554 円	1 回当たり(30 分未満)
	11,536 円	2,308 円	1 回当たり(30 分以上)
退院時共同指導加算	6,630 円	1,326 円	1 回当たり
看護・介護職員連携強化加算	2,762 円	553 円	1 月に 1 回

負担割合 3 割

加算	利用料	利用者負担額	算定回数等
サービス提供体制加算	66 円	20 円	1 回当たり
初回加算Ⅰ	3,867 円	1,161 円	初回のみ
初回加算	3,315 円	995 円	初回のみ
緊急時訪問看護加算	6,342 円	1,903 円	1 月につき
特別管理加算(Ⅰ)	5,525 円	1,658 円	1 月につき
特別管理加算(Ⅱ)	2,762 円	1,658 円	
長時間訪問看護加算	3,315 円	995 円	1 回当たり
ターミナルケア加算	22100 円	6,630 円	死亡月に 1 回
複数名訪問看護加算	7,768 円	2,331 円	1 回当たり(30 分未満)
	11,536 円	3,461 円	1 回当たり(30 分以上)
退院時共同指導加算	6,630 円	1,989 円	1 回当たり
看護・介護職員連携強化加算	2,762 円	829 円	1 月に 1 回

● サービス提供体制加算

指定介護予防訪問看護を提供する介護予防訪問看護事業所が、下記の 4 つの内容に当てはまる場合に加算します。

- ①介護予防訪問看護事業所のすべての看護師等に対し研修の計画・実施又は実施の予定があること
- ②利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は介護予防訪問看護事業所で看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること
- ③介護予防訪問看護事業所のすべての看護師等に対して、健康診断等を定期的実施すること
- ④介護予防訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数が 3 年以上の人の占める割合が 3 割以上(100 分の 30 以上)であること

● 初回加算

新規に介護予防訪問看護計画を作成した利用者に対し、指定介護予防訪問看護を提供した場

合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。

(過去 2 か月に介護予防訪問看護の利用実績がない場合、初回に限り加算します。)

● 緊急時介護予防訪問看護加算

利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します

● 特別管理加算

指定介護予防訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者〔別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る：下段の()内に記載〕に対して、指介護予防訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜^{かんりゅう}灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します

● 長時間介護予防訪問看護加算

特別管理加算の対象者に対して、1 回の時間が 1 時間 30 分を超える介護予防訪問看護を行った場合、介護予防訪問看護の所定サービス費(1 時間以上 1 時間 30 分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた 1 時間 30 分を超過する部分の利用料は徴収しません。

● 複数名介護予防訪問看護加算

二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による介護予防訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

● ターミナルケア加算

在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの)は 1

日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、他系統萎縮症(綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

● 退院時共同指導加算

入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

● 看護・介護職員連携強化加算

たん吸引等を行う介護予防訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。

<医療保険>

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。

訪問回数は原則として3回/週までとなります(ただし、厚生労働省大臣の定める疾病等、特別指示書交付期間にある利用者には回数制限がありません)。

・75歳以上の方 ・65～74歳で一定の障害の状態にある事で認定を受けた方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の1割
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に要する費用の3割
70～74歳の方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の1割
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に要する費用の3割
6歳(就学後)～69歳の方	健康保険法等の自己負担金	指定訪問看護に要する費用の2～3割 (書く保険により異なる)
就学前の乳幼児	健康保険法等の自己負担金	指定訪問看護に要する費用の2割

※公費負担医療制度については別途ご相談ください。

●利用料は保険証に記載された給付率によります。

サービス種類		金額
訪問看護基本療養費Ⅰ 看護師、理学療法士	週3日まで	5,550円
	週4日以降	6,550円

訪問看護基本療養費Ⅲ	週 3 日まで 週 4 日以降	4,300 円 5,300 円
訪問看護基本療養費Ⅳ	外泊時の訪問看護	8,500 円
管理療養費	月の初日 2 日目以降	7,670 円 3,000 円
難病等複数回訪問加算	2 回/日訪問 3 回以上/日訪問	4,500 円 8,000 円
複数名訪問看護加算（訪問する職種によって料金が異なる）		3,000 円/3,800 円/4,500 円
夜間訪問看護加算（午後 6 時から午後 10 時まで） 早朝訪問看護加算（午前 6 時から午前 8 時まで）		2,100 円
深夜訪問看護加算（午後 10 時から午前 6 時まで）		4,200 円
長時間訪問看護加算		5,200 円
退院時共同指導加算		8,000 円
退院支援指導加算		6,000 円
24 時間対応体制加算		6,520 円/月
特別管理加算		2,500 円または 5,000 円/月
在宅患者連携指導加算		3,000 円（月 1 回）
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000 円（月 2 回まで）
訪問看護ターミナルケア療養費 1		25,000 円
訪問看護ターミナルケア療養費 2		10,000 円
訪問看護情報提供療養費		1,500 円（月 1 回）
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50 円/月

長時間加算	2 時間を超えた場合	30 分毎	1,000 円
営業時間外加算	営業時間、深夜以外の場合	30 分毎	1,000 円
休日加算	日、祝日の休日の営業時間内	1 回（2 時間以内）	3,000 円
死後の処置	死亡時の処置		5,000 円

- ※ 提供時間数は、実際のサービス提供時間ではなく、居宅サービス計画に定められた時間によるものとします。
- ※ 提供時間帯について、交通事情、または前後の利用者の関係にて 30 分前後する場合があります
- ※ 主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による介護予防訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

4 その他の費用について

① 交通費	運営規程に定める通常の事業の実施区域を越えて行うサービスに要する交通費は、公共機関またはタクシー利用を利用した場合、その実費を請求いたします。 なお、事業所の自動車を使用した場合は、以下の通り請求いたします。 1. 事業所から片道 2～5 キロメートル未満 200 円 2. 事業所から片道 5 キロメートル以上 500 円	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	3 時間前までの ご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	3 時間前までに ご連絡のない場合	予定の利用者負担額を徴収させていただきます
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者の負担となります。	

④衛生材料費	利用者が使用するガーゼ・テープ・消毒薬・オムツ・処置に使用する使い捨て手袋等は、実費負担となります。
--------	--

5 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、その他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日以降に利用者あてにお届け又は郵送します。
② 利用料、その他の費用の支払い方法等	ア 請求書と、サービス提供の際にお渡しするサービス提供記録と内容を照合のうえ、請求月の月末までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) ゆうちょ銀行指定口座からの自動振替(毎月 20 日振替、休日の場合は翌日、振替確認できなかった日は 30 日) (イ) 現金支払い(おつりのないよう職員にお渡し下さい) イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 介護予防訪問看護サービスの提供には、かかりつけ医から「訪問看護指示書」を書いていただく必要があります(訪問看護指示書がない場合は、介護予防訪問看護サービスを提供することはできません)。訪問看護指示書は、当ステーションから直接かかりつけ医へ依頼するか、診察の時に利用者または家族から依頼して頂くことになります。
- (4) 利用者に係る介護予防居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏

まえて、「介護予防訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「介護予防訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。

- (5) サービス提供は「介護予防訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「介護予防訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (6) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 大北 淳
-------------	----------

- (2) 成年後見制度も利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を年1回以上実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) 従業者が支援に当たっての悩みや相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (8) 虐待の未然防止、早期発見のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業員に周知します。
- (9) 虐待の未然防止、早期発見のための指針の整備をします。
- (10) 虐待が発生した場合は、迅速かつ適切な対応に努めます。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供
--------------------------	---

	契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じた場合、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じます。また主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講ずるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名称	
	所在地	
	電話番号	
家族等	氏名（続柄）	
	住所	
	電話番号	

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

市町村 (保険者)	市町村名	①くすのき広域連合	②くすのき広域連合 門真支所
	担当部・課名	事業課	門真市役所 高齢福祉課
	電話番号	06-6995-1515	06-6780-5200
担当 居宅介護支援事業所	事業所名		
	所在地		
	担当居宅介護 支援専門員		
	電話番号		

また、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社（引受幹事保険会社）
保険名	社団法人 全国訪問看護事業協会「訪問看護事業者総合補償制度」
補償の概要	医療行為を含む対人賠償、人格権侵害、対物賠償などに対応

11 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 心身の状況の把握

指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、介護予防居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 介護予防居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定介護予防訪問看護の提供に当り、介護予防居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「介護予防訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で介護予防居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに介護予防居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- (1) 指定介護予防訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、提供内容等を記録したものを、利用者または利用者の家族へお渡しし、サービス提供終了時に確認印を頂きます。
- (2) 指定介護予防訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定介護予防訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所内において感染症が発生し、またまん延しないように次に掲げる措置を講じます。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知します。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していきます。
 - ・従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。

16 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施します。
- (3) 定期的に業務計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 指定介護予防訪問看護サービス内容の見積もりについて

※ このサービス内容の見積もりは、あなたの介護予防居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

- (1) 介護予防訪問看護計画を作成する者
氏 名 _____（連絡先：ちどり訪問看護ステーション）

- (2) 提供予定の指定介護予防訪問看護の内容と利用料、利用者負担額について

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険/ 医療保険	利用料	利用者 負担額
月			介護保険/ 医療保険		
火			介護保険/ 医療保険		
水			介護保険/ 医療保険		

木			介護保険/ 医療保険		
金			介護保険/ 医療保険		
土			介護保険/ 医療保険		
日			介護保険/ 医療保険		
1週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額 ①					

(3) 介護予防訪問看護加算について（1割負担の場合）

	加算	利用料	利用者負担額
	サービス提供体制加算	66 円	7 円
	初回加算Ⅰ	3,867 円	387 円
	初回加算Ⅱ	3,315 円	332 円
	緊急時訪問看護加算	5,967 円	597 円
	特別管理加算（Ⅰ）	5,525 円	553 円
	特別管理加算（Ⅱ）	2,762 円	277 円
	長時間訪問看護加算	3,315 円	332 円
	複数名訪問看護加算	2,806 円	281 円
		4,442 円	445 円
	退院時共同指導加算	6,630 円	663 円
	看護・介護職員連携強化加算	2,762 円	277 円
初回月の加算合計 ②			

(4) その他の費用

①交通費の有無	交通費（有・無） 有の場合 訪問1回あたり 円となります。
②キャンセル料	重要事項説明書4-②記載のとおりです。

(5) 1か月当りのお支払い額の目安 〔(2)～(4)の合計〕

お支払い額の目安	
----------	--

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定介護予防訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ① 事業所は、提供した指定介護予防訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- ② 本事業所は、提供した指定介護予防訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 ちどり訪問看護ステーション 担当者 北里 美奈子 (ナーシングホーム智島内)	所在地：大阪府門真市北島町12番3号 電話番号：072(881)8201 ファックス番号：072(881)8115 受付時間：8：30～17：30
【市町村（保険者）の窓口】 くすのき広域連合	門真市役所 高齢福祉課 所在地：大阪府門真市中町1番1号 守口市市民保健センター内 電話番号：06(6902)6093 ファックス番号：06(6905)3264 受付時間：9：00～17：30（平日） 守口市役所 高齢介護課 所在地：大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号 電話番号：06(6992)1610 ファックス番号：06(6994)1691 受付時間：9：00～17：30（平日）
【公共機関の窓口】 大阪府健康福祉部高齢介護室	所在地：大阪府中央区大手前2丁目 電話番号：06(6941)0351(代表) ファックス番号：06(6910)7090 受付時間：9：00～10：00（平日）
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地：大阪市中央区常磐町1-3-8 電話番号：06(6949)5418 ファックス番号：06(6949)5417 受付時間：9：00～17：00（平日）

19 非常災害時の対応

- ・利用者の居住区域において指定介護予防訪問看護を提供できない何らかの大災害が発生した場合、職員の安全が確保できない場合、連絡手段が確保できない場合は訪問看護の提供を予告なく取りやめる場合があります。

20 利用上のお願い

- ・訪問日、看護師、理学療法士の指定・指名・固定はできませんので、御協力頂きますようお願いいたします

- ・訪問の日時については。出来るだけご希望に添えるように努めますが、調整をお願いする場合もございます。
- ・毎回サービス提供時に、訪問日・時間・時間帯・訪問者名を必ずご確認ください。
- ・個人的なお付き合い、湯茶のもてなしや金品の授受は一切お断りします。

21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「大阪府指定介護予防居宅サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大阪府条例第 136 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	事業者所在地	大阪府門真市北島町 12 番 20 号		
	法人名	社会福祉法人 晋栄福祉会		
	代表者名	理事長	濱田 和則	印
	事業所所在地	大阪府門真市北島町 12 番 20 号		
	事業所名	ちどり訪問看護ステーション		
	説明者氏名	北里 美奈子		印

上記内容の説明を事業所から確かに受けました。

利用者	住所			
	氏名	印		
	電話番号			

御家族	住所			
	氏名	印		
	電話番号		続柄	
代理人	住所			
	氏名	印		
	電話番号		続柄	